

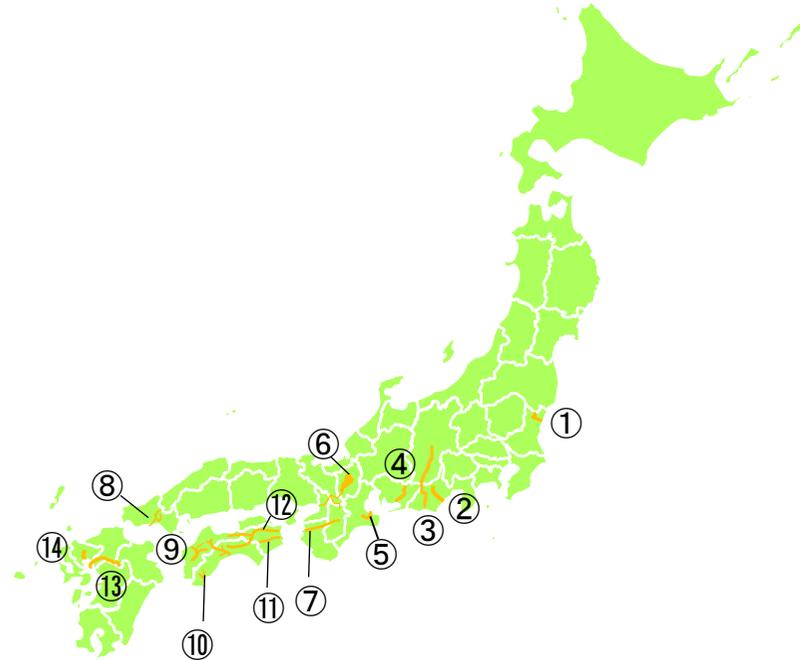
渇水の状況について(3月30日現在)

○3月30日現在、14水系で渇水調整協議会等の開催、取水制限等の渇水対応をとっています。

(近畿地整(12/1~)、中部地整(1/15~)四国地整(12/25~)、九州地整(12/11~)では渇水対策本部を設置。本省(12/11~)では渇水情報連絡室を設置。)

○降雨や融雪により貯水率等の改善がみられる水系があるものの、いずれの水系においても渇水の解消には至って
おらず引き続き注視しています。

地方	No.	水系・河川名	ダム名 (貯水率※) ※1週間前との変化	水利利用における対応			左記以外の対応※4
				協議会等 開催※1	農水 (取水制限) ※2	上水・工水 (給水制限)※3	
関東	①	久慈川水系久慈川		12/2	-	-	河川流量低下による塩水 遡上のため、水道取水を潮 見運転、塩水遡上対策実施
中部	②	大井川水系大井川	長島ダム(43%⇒44%)	3/16※1	10%	-	節水呼びかけ
	③	天竜川水系天竜川	佐久間ダム(38%⇒46%)	3/27※1	20%	-	節水呼びかけ
	④	豊川水系豊川	大島・宇連ダム、調整池 (合計6%⇒7%)	3/27※1	50%	一部地域で上 水の減圧給水 実施	節水呼びかけ 自給の有効活用、利水者間 の水融通、既得水利権者に 対して節水協力要請
	⑤	櫛田川水系櫛田川	蓮ダム(53%⇒60%)	3/25	-	-	節水呼びかけ
	⑥	淀川水系琵琶湖 木津川	琵琶湖(基準水位 -36cm⇒-34cm) 布目ダム(42%⇒45%)	11/28※1 3/25	- 10%	-	節水呼びかけ
近畿	⑦	紀の川水系紀の川	太滝ダム(5%⇒7%)	3/25	10%※1	-	節水呼びかけ
中国	⑧	佐波川水系佐波川	島地川・佐波川ダム (合計63%⇒67%)	1/26※1	10%	-	節水呼びかけ
四国	⑨	肱川水系肱川	鹿野川ダム(19%⇒20%)	12/5	-	-	節水呼びかけ
	⑩	渡川水系後川 四万十川 中筋川	中筋川ダム(37%) 横瀬川ダム(18%)	1/5 1/14 3/23	- -	-	節水呼びかけ
		⑪	那賀川水系那賀川	長安口ダム(89%⇒87%)	1/21※1	-	-
	⑫	吉野川水系吉野川 銅山川	早明浦ダム(46%⇒48%) 富郷・柳瀬・新宮ダム (合計57%⇒59%)	1/30 2/5	21%※1 -	一部地域で上 水の減圧給水 実施	節水呼びかけ
	九州	⑬	筑後川水系筑後川	江川・寺内ダム・小石原川ダ ム(合計21%⇒21%)※5 大山ダム(16%⇒18%) 筑後大堰(44%⇒61%) 合所ダム(39%⇒40%)	3/25※1	-	一部地域で上 水の減圧給水 実施
⑭			嘉瀬川水系嘉瀬川	嘉瀬川ダム(47%⇒46%)	3/3	5~40%	-



【表の注釈】

※前年から体制が解除された箇所は灰色着色、変更箇所は赤字で表示
(貯水率は変更があっても黒文字としている)

※1 渇水調整協議会等の関係者で渇水に対する協議が実施された最新の日を記載

大井川水系は3月16日大井川水利調整協議会で、3月19日から上水5%、工水10%、農水10%取水制限を開始
天竜川水系は、豊川緊急渇水調整協議会から、佐久間緊急導水について要請を受け、3月27日に天竜川水利調整協議会において臨時の
委員会を開催し、佐久間緊急導水の実施により天竜川下流部の利水に新たな支障を生じさせない範囲内において、佐久間ダムから豊川用
水への分水に協力することを決定した。

豊川水系は、3月27日に第2回豊川緊急渇水調整協議会を開催し、緊急渇水対策(天竜川水利調整協議会に対する佐久間導水による緊急
導水への協力要請、矢作川水利調整協議会に対する幸田蒲郡線の緊急使用への協力要請、寒狭川環の貯留水の活用、既得水利者
に対して節水への協力要請)の実施について決定。両水利調整協議会に対し、佐久間導水による緊急導水と幸田蒲郡線の緊急使用をそ
れぞれ要請した結果、協力するという回答が得られたため、実施することを決定。3月26日の豊川水利調整協議会で上水30%、工水50%、
農水50%の取水制限を決定し、3月27日から実施。

淀川水系琵琶湖は滋賀県において渇水調整協議会が実施された日を記載

紀の川水系は、2月26日から奈良県域の水利使用について10%の取水制限を実施。

佐波川水系は、1月26日から上水10%、工水10%、農水10%の取水制限を実施。

那賀川水系は、3月26日から上水30%、農水25%の取水制限を実施。

吉野川水系吉野川は、2月20日から新規30%、未利用54.5%で合計21.0%の取水制限を実施。

吉野川水系銅山川は、2月24日から上水25%の取水制限を実施。

筑後川水系筑後川では福岡地区水道企業団で5%、福岡県南広域水道企業団で15%、佐賀東部水道企業団で10%の取水制限実施。

※2 本資料でいう取水制限とは、下記いずれかを満たす河川を指すものである

①取水施設からの取水量が制限されている河川

②水源施設からの補給が減少されている河川

仁淀川水系については、不特定かんがい用水を対象に取水制限の実施。

※3 農水は取水制限を行ったもの、上水・工水は給水制限を行ったものを記載

※4「左記以外の対応」は対応について渇水調整協議会等で共有されている情報であり、現在行われていないものも含む

※5 江川・寺内ダム・小石原川ダムの合計貯水率は渇水対策容量も含む

「各地の詳細」や「ダムの最新の情報」を知りたい場合は、文字をクリックするとアクセスできます。